

議会運営委員会次第

令和8年3月17日
議会運営委員会室

1 開 会

2 協議事項

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 議案・請願の委員会審査結果について | 資料1 |
| (2) 閉会中の継続審査・調査の申し出について | 資料2 |
| (3) 委員長報告における付託外案件について | 資料3 |
| (4) 議員発議案について | 資料4 |
| (5) 4月臨時会の招集請求について | 資料5 |

3 その他

4 閉 会

令和8年2月定例会

議案・請願 委員会審査結果表

[議案] (令和8年度当初予算関係等)

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和8年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和8年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	令和8年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	令和8年度宮崎県国民健康保険特別会計予算		可決			
第5号	令和8年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第6号	令和8年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第7号	令和8年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第8号	令和8年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第9号	令和8年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計 予算			可決		
第10号	令和8年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション 施設特別会計予算			可決		
第11号	令和8年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第12号	令和8年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	令和8年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	令和8年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	令和8年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	令和8年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	令和8年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算					可決
第18号	令和8年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算					可決
第19号	令和8年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算					可決
第20号	令和8年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第21号	宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条 例	可決				
第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決	可決	可決	
第23号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第24号	未来みやざき成長基金条例	可決				
第25号	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正 する条例		可決			

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第27号	宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	可決				
第28号	公示送達制度の見直しのための関係条例の整備に関する条例	可決		可決		
第29号	宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	可決				
第30号	宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第31号	宮崎県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例		可決			
第32号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第33号	財産の無償譲渡について				可決	
第34号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第35号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第36号	国営施設応急対策事業大淀川左岸地区の執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第37号	国営施設応急対策事業川南原地区の執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第38号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第39号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第40号	宮崎県地域福祉支援計画の変更について		可決			
第41号	宮崎県環境基本計画の変更について				可決	
第42号	宮崎県森林・林業長期計画の変更について				可決	
第43号	宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について				可決	
第44号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について				可決	

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第19号	「消費税率の引き下げ」を求める意見書を国に提出することを求める請願書	不採択				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和8年2月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
(案) 議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

令和 8 年 2 月定例会

委員長報告における付託外案件について

(総務政策常任委員会)

- 宮崎県消費者基本計画の素案について

※ 厚生常任委員会、商工建設常任委員会、環境農林水産常任委員会及び文教警察企業常任委員会は、付託外案件なし。

※ 上記は、現時点での予定。

資料 4

令和8年2月定例会

議員発議案について

1 会派提出（意見書）

○調整後

No	件名	頁	提出者
①	脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書	1	(議会運営委員長)
②	非核三原則の堅持を求める意見書	2	

※ 「皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める意見書(案)」(自由民主党)及び「太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書(案)」(公明党)は取下げ。

2 各会派共同提出（規則）

No	件名	頁	提出者
①	宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	3	(議会運営委員長)

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいる。

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）では障害等級12級の認定が多く行われているが、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

また、自賠責保険では、後遺障害の等級を審査した際の資料も非開示であり、審査過程が不透明であることに加え、高次脳機能障害の等級審査とは異なり、専門医等による審査の仕組みが整備されていない。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって、国においては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続きとして、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同じように、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	森 英 介 殿
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 殿
総 務 大 臣	林 芳 正 殿
厚 生 労 働 大 臣	上 野 賢 一 郎 殿
国 土 交 通 大 臣	金 子 恭 之 殿
内 閣 官 房 長 官	木 原 稔 殿

非核三原則の堅持を求める意見書

唯一の戦争被爆国である我が国は、核兵器の惨禍を二度と繰り返さないとの決意のもと、平和国家としての歩みを進めてきた。

我が国は、昭和42年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年に国会決議として確認された「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是として堅持してきた。この原則は、我が国の安全保障政策の根幹であると同時に、国際社会に対する平和国家日本の信頼の礎である。

よって、国におかれては、核兵器のない世界の実現に向けた外交努力を一層強化するとともに、我が国の国是である非核三原則を将来にわたり堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	森 英 介 殿
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 殿
外 務 大 臣	茂 木 敏 充 殿
防 衛 大 臣	小 泉 進 次 郎 殿
内 閣 官 房 長 官	木 原 稔 殿

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(出席又は欠席の届出)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	<p>(出席又は欠席の届出)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料 5

41010-

令和8年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県議会議長 外 山 衛

臨時会招集請求書

臨時会を下記のとおり招集されるよう地方自治法第101条第2項の規定により請求します。

記

- 1 付議事件
特別委員会の設置

- 2 招集を希望する日
令和8年4月15日（水）

全 員 協 議 会 ・ 臨 時 会 日 程 (案)

月 日	曜	区 分	議 事
4. 13	月	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会・臨時会の日程について ・ 議会内役員を選任について ・ 特別委員会の設置について
14	火		
15	水	臨時会	<p>[本会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開会 ・ 会議録署名議員指名 ・ 会期決定 ・ 特別委員会の設置 ・ 特別委員会委員の選任 ・ 議長の報告 (各委員会の正副委員長互選結果) ・ 閉会